学習塾における講師等の労働条件の確保について(再要請)

平成29年4月6日

学習塾事業者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会

会長安藤大作

平成29年3月31日付で、厚生労働省並びに文部科学省より当協会に対して学生アル バイトの労働条件の確保についての再要請がありましたのでお知らせいたします。

厚生労働省及び文部科学省では、4月から7月を「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンとし、アルバイト問題に関する重点的な周知・啓発のほか、若者への相談対応の充実などを図ることとしております。

下記の事項について、周知いただくとともに適正な運営の確保をお願い申し上げます。

記

学生アルバイトの労働条件の確保について(再要請)

【別添1】学習塾における講師等の労働条件の確保について

【別添2】労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

[参考] アルバイトの労働条件を確かめよう! (厚生労働省)

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000158976.html